平成２１年（フ）第２００４号
名古屋市中川区細米町１丁目５番地　福島ハイツ415号
破産者　藤川　成登
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５号
愛知県豊川市西豊町２丁目161番地　ライオンズマンション102号
破産者　中村　公一
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０１６号
京都府向日市寺戸町東野辺１番地の18、住民票上の住所神戸市北区藤原台南町５丁目17番６号
破産者　西　　康允
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２５号
神戸市須磨区竜が台５丁目18番地２号棟804号、前住所神戸市須磨区北落合４丁目42番76―303号
破産者　乙馬　茂樹
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０４６号
広島市南区堀越３丁目11番７号
破産者　前田　末信
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５号
広島市中区広瀬北町２番28―311号リヴァージュ広瀬北
破産者　小野　智弘
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第５３号
山口県岩国市中津町３丁目３番３号
破産者　笹川　徳光
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１７６号
北海道上川郡美瑛町字旭第１　筒井正幸方
破産者　武山和加子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８７号
開始決定時の住所北海道留萌市大町２丁目29番地の１
破産者　大石　暁夫
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４３号
北海道勇払郡占冠村字占冠
破産者　高田　　優
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９２号
北海道宗谷郡猿払村浅茅野336番地26
破産者　野田アキコ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６５号
北海道旭川市東光25条６丁目１番５号
破産者　永草實千代
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６号
秋田市牛島西２丁目25番28号
破産者　奥山シゲ子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１号
福島県郡山市若葉町６番８号、破産手続開始決定時の住所福島県田村市船引町新舘字曲山318番地２
破産者　佐藤　善一
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
群馬県前橋市住吉町１丁目14番３―706号
破産者　小出　孝治
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２０５１号
横浜市旭区今川町87番地12
破産者　佐藤　直樹
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１４号
岐阜県可児市緑ケ丘３丁目189番地１
破産者　関　　愼夫
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第７７号
岐阜県可児郡御嵩町中656番地１
破産者　永瀬　載拡
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第２２６０号
京都市伏見区久我東町３番地４　ローゼンハウス103号室
破産者　越智　博久
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係